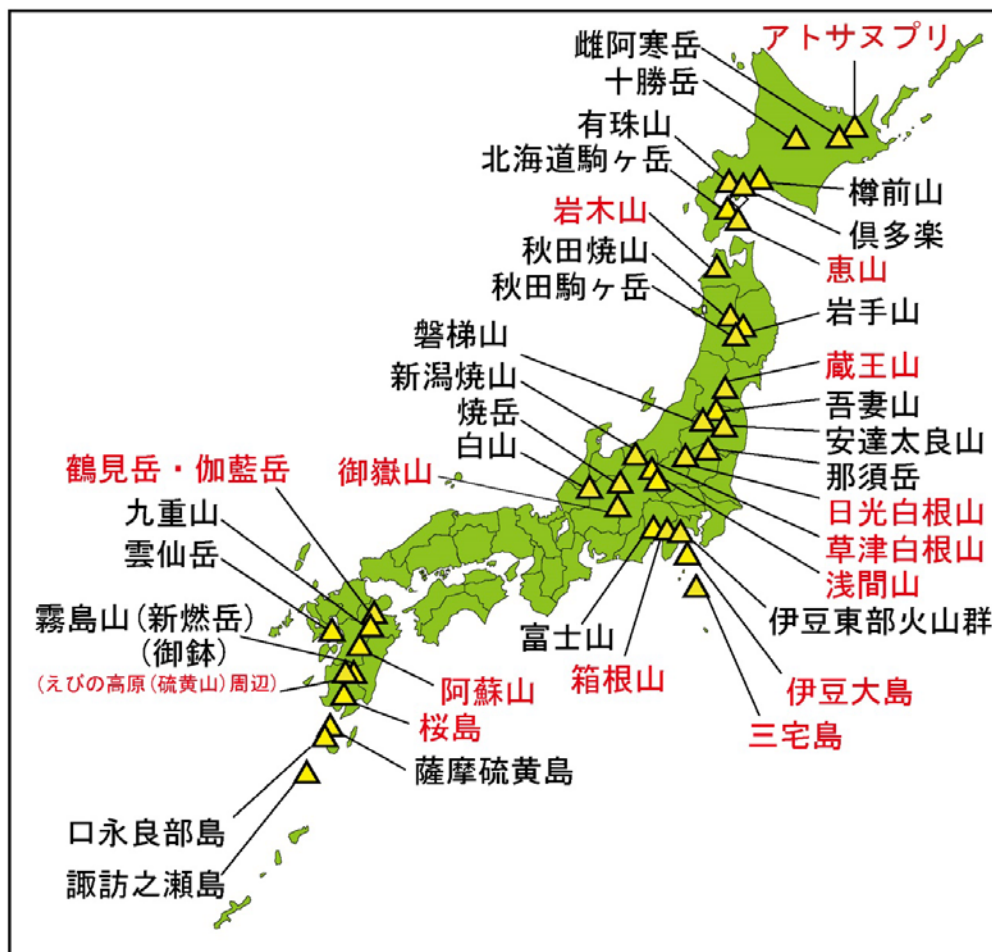


●特集. 噴火警戒レベル運用開始から 10 年

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標で、噴火警報・噴火予報として発表している。

気象庁が常時観測を行っている50火山の中で、地元の火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、市町村と都道府県の「地域防災計画」に噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が定められた火山から、順次噴火警戒レベルの運用を開始している（平成30年1月末時点において38火山で運用している）。



▲：噴火警戒レベルを運用している火山

赤字の火山名：噴火警戒レベル判定基準を公表している火山（平成30年1月末時点）

1. 噴火警戒レベル運用開始の経緯

- ・気象庁では、火山活動の状況が容易に理解できるよう、平成15年11月4日から「火山活動度レベル」をいくつかの火山で運用し、火山情報に付加して発表していた。これは0～5の6段階で火山の活動度を表すものであったが、内閣府の「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」において、当該レベルが火山現象に中心をおき、受け手の住民側にとって切迫度がイメージできず適切な防災行動に活用しづらい点が指摘され、噴火時等の避難行動等を踏まえ区分された新しいレベルに変更するよう提言された
- ・新しいレベルの名称を「噴火警戒レベル」とすることが適切と提言された
- ・噴火警戒レベルは、平成19年12月1日に16火山で運用開始

2. 噴火警戒レベルの区分

噴火警戒レベルは1から5の5段階で、各レベルに住民等のとるべき防災対応等に対応したキーワードが設定されている。運用開始時には、レベル1のキーワードは「平常」であったが、活火山であることを適切に理解できるよう、平成27年5月18日に「活火山であることに留意」に改めた。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

噴火警報と噴火警戒レベル

3. 噴火警報の名称及び略称、警戒事項等のキーワード

- ・わかりやすさと速報性の観点から、噴火警報に対象範囲を表す語（火口周辺または居住地域）を付した名称及びその略称、警戒事項等のキーワードを設定
- ・噴火警戒レベルが運用されている火山はレベルとキーワードを、運用されていない火山についても警戒事項等のキーワード（火口周辺危険または入山危険等）を付して発表

4. 噴火警戒レベルの活用にあたっての留意点

- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる
- ・降雨時の土石流等レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等其他の情報にも注意する必要がある

5. 噴火警戒レベル運用開始からの経過

平成19年12月1日に噴火警戒レベルの運用を開始して以降、15火山で噴火警戒レベル2以上の噴火警報、火口周辺警報を発表している（平成30年1月末時点）。このうち、平成27年5月29日に口永良部島で噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）を発表し、平成27年8月15日に桜島で噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）を発表した。

6. 噴火警戒レベル判定基準の公表

噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を行い精査が完了した火山から、順次気象庁ホームページ（以下URL）において公表している（平成30年1月末時点において15火山で公表）。

「噴火警戒レベルの判定基準」

<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevelki.junn.html>